

引き続き県内居住証明書について

滋賀県知事選挙や滋賀県議会議員選挙に投票する資格は、「同一市町村に3か月以上居住し、転出後、引き続き滋賀県内に住所を有する者」となっています。

甲良町を転出した方が滋賀県知事選挙や滋賀県議会議員選挙に投票するためには、転出後も引き続いて滋賀県内に住んでいることの証明（または確認）が必要です。

「引き続き県内居住証明書」は、継続して県内に住んでいることを投票する際に証明するためのものです。

当日投票をされる、または期日前投票をされる際、あらかじめ証明書の交付を受けておくと投票がスムーズに行えます。

滋賀県知事選挙 【期日前投票期間】 6月19日～7月4日 【投票日】 7月5日

滋賀県議会議員補欠選挙 【期日前投票期間】 6月27日～7月4日 【投票日】 7月5日

こういった方に証明（または確認）が必要になる？

甲良町から転出して、滋賀県内の市町に転入届を提出した日から3か月が経過するまでは、投票所の受付に引き続き県内居住証明書を提出するか、投票所の受付で転出先の住所を確認させていただくことで、甲良町で投票ができます。

ただし、県内のどこに転出したか、また、いつ転出届や転入届を出したかで対応が異なります。次の表をご確認ください。

1. 甲良町から大津市、彦根市、守山市、豊郷町、甲良町、多賀町へ転出した方

	滋賀県知事選挙	滋賀県議会議員補欠選挙
令和8年3月18日～3月25日に新住所地へ転入届	6月19日～6月24日の間に甲良町で投票（注1）または6月25日以降、新住所地で投票	新住所地で投票
令和8年3月26日以後に新住所地へ転入届	甲良町で投票（注2）	

2. 甲良町から1. に記載の市町以外の滋賀県内市町へ転出した方

	滋賀県知事選挙	滋賀県議会議員補欠選挙
令和8年3月17日以前に新住所地へ転入届	新住所地で投票	
令和8年3月18日以後に新住所地へ転入届	甲良町で投票（注2）	

（注1）転出届を出した日から4か月が経過すると選挙人名簿から抹消されるため、その日以降は甲良町での投票はできません（例えば、2月19日に甲良町を転出された方は、6月20日以降は甲良町での投票はできません。）。また、甲良町での投票の際は「引き続き県内居住証明書」または県内居住の確認が必要です。

（注2）甲良町での投票の際は「引き続き県内居住証明書」または県内居住の確認が必要です。

「引き続き県内居住証明書」の交付を受けるには？

投票する日までに住民基本台帳担当部署（住民票の発行窓口）に「引き続き県内居住証明書」が必要な旨を申し出ていただき、県内居住の確認がとれると「引き続き県内居住証明書」が交付されます。

- ・本人確認が必要です。顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）をお持ちください。
- ・引き続き県内居住証明書の発行は、お住まいの市区町村に限らず、どの市区町村でもできます。
- ・引き続き県内居住証明書の発行に対して手数料は徴収されません。

いつ「引き続き県内居住証明書」を提示する？

選挙の当日に投票所で、または期日前投票所での投票の際、受付に対して「引き続き県内居住証明書」の提示をお願いします。

「引き続き県内居住証明書」が無いと投票できない？

「引き続き県内居住証明書」が無くても、引き続き滋賀県内に居住していることが確認できれば投票していただけます。

この場合、投票所の受付の際に確認を行いますが、確認は住民基本台帳担当部署を通じて行いますので、場合により 20～30 分ほど時間が必要となります。

確認を行っている間、投票所でお待ちいただくことになりますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

甲良町選挙管理委員会事務局 （甲良町役場総務課内）

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在土 353 番地 1

TEL 0749-38-3311 FAX 0749-38-3421

E-Mail somuka@town.koura.lg.jp